

## 消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書(案)

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況である。増税、年金カット、医療費・介護費などの社会保障費の負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっている。

厚生労働省が発表した全労働者の実質賃金は減少し、個人消費も前年5月比3.9%減で、4カ月連続で減少している。金融広報中央委員会によれば全国で3割を超える世帯が無預金とのことであり、また、全国的生活保護受給者は平成29年度末で約164万世帯212万人であり、生活保護基準引き下げで、暮らしは苦しくなる一方である。制度上は租税その他の公課禁止となっているが、ほとんどの可処分所得には消費税が課税される。消費税は生活費課税である。

ところが、政府は平成31年10月の消費税率10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していない。消費税率10%への引き上げで一人当たり年間2万1,500円、1世帯(4人家族)当たり年間8万6,000円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税率を引き上げれば、消費税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかである。加えて消費税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率には重大な問題があり、酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行の新聞代は消費税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費などは消費税率10%となり、値上がりをする。また、消費税率8%と10%の対象品目の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入されるインボイス(適格請求書)制度は、地域経済を担う中小事業者にとって大きな負担となり、免税事業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。そもそも消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。

日本国憲法は応能負担原則にのっとった税制の確立を要請しており、今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すことである。防衛費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興に優先的に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策を採るべきである。

よって、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税率10%への引き上げを中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

大分市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣